

市と大学との協定締結状況（令和4年度）

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先																		備考
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	鹿嶋義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	日本赤十字看護大学	日本薬科大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他	大学名				
1	都市戦略本部	行財政改革推進部	さいたま市と国立大学法人埼玉大学との連携に関する包括協定	1 環境保全に関すること 2 福祉の向上、子育て支援に関すること 3 教育、文化・芸術の振興に関すること 4 スポーツの振興に関すること 5 地域のまちづくりの推進に関すること 6 地域の経済の活性化に関すること 7 防災対策の充実に関すること 8 人材の育成に関すること 9 国際交流・コミュニティの推進に関すること 10 そのほか両者が協議して必要と認める連携に関すること	平成20年3月10日	締結日より3年間（以後3年ずつ更新）	○																		
2	都市戦略本部	行財政改革推進部	さいたま市と大学コンソーシアムさいたまとの連携に関する包括協定	地域社会の発展に寄与することを目的に、相互の人材、施設、情報等の活用について連携	平成23年10月26日	締結日より3年間（以後3年ずつ更新）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
3	都市戦略本部	行財政改革推進部	さいたま市と聖学院大学との連携に関する包括協定	1 健康・福祉に関する事項 2 地域の活性化に関する事項 3 人材の育成に関する事項 4 学術研究や教育に関する事項 5 災害対策に関する事項 6 その他両者が協議して必要と認める事項	平成25年3月29日	締結日より3年間（以後3年ずつ更新）						○													
4	都市戦略本部	行財政改革推進部	さいたま市と目白大学との連携に関する包括協定	1 医療・健康に関すること 2 福祉・子育て支援に関すること 3 地域の活性化・情報発信に関すること 4 教育・文化・芸術の振興に関すること 5 スポーツの振興に関すること 6 人材育成に関すること 7 その他両者が協議して連携協力が必要と認められること	平成28年10月28日	締結日より3年間（以後3年ずつ更新）																	○		

市と大学との協定締結状況（令和4年度）

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先													備考			
							埼玉大 学	埼玉県 立大学	浦和大学	鹿嶋義 塾大学	芝浦工 業大学	聖学院 大学	日本大 学	日本赤 十字看護 大学	日本薬 科大学	人間総 合科学 大学	放送大 学	目白大 学	国際学院 埼玉短期 大学		その他	大学名	
5	都市戦略本部	行財政改革推進部	さいたま市と人間総合科学大学との連携に関する包括協定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 心身の健康・食育・医療に関すること。</li> <li>2 スポーツの振興の支援に関すること。</li> <li>3 地域の活性化・情報発信に関すること。</li> <li>4 福祉・子育てに関すること。</li> <li>5 教育・文化・芸術の振興に関すること。</li> <li>6 人材育成に関すること。</li> <li>7 その他両者が協議して連携協力が必要と認められること</li> </ol>	令和1年7月25日	締結日より3年間（以後3年ずつ更新）														○			
6	総務局	防災課	災害発生時における日本大学 法学部 大宮キャンパスの使用に関する協定	<p>災害発生時において、国土交通省が日本大学法学部大宮キャンパスをTEC-FORCEの進出本部として使用する場合について定め、迅速かつ適切な災害対応に資することを目的とする。</p> <p>※協定の相手方は以下のとおり（3者協定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国土交通省関東地方整備局長</li> <li>・ 日本大学法学部長</li> </ul>	平成28年7月13日	<p>TEC-FORCE の進出本部として大宮キャンパスを使用することが困難又は支障をきたす場合は、協定の解約が可能。</p> <p>なお、解約の申出の時期は解約となる期日の1年以上前とする。ただし、やむを得ない事由により申出が1年に満たない場合は、協議の上、解約となる日を設定する。</p>																○	
7	総務局	防災課	災害時における避難場所としての使用に関する覚書	<p>さいたま市と国立大学法人埼玉大学との連携に関する包括協定書（平成20年3月10日締結）第2条の規定に基づき、さいたま市内に災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、国立大学法人埼玉大学の校舎及び敷地を避難場所として使用することについて、さいたま市及び国立大学法人埼玉大学の対応及び協力体制に関し必要な事項を定める。</p> <p>※協定の相手方は以下のとおり（2者協定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立大学法人埼玉大学学長</li> </ul>	平成22年10月12日	<p>国立大学法人埼玉大学は避難場所として施設を使用することが困難である又は教育活動に支障をきたす場合は、避難場所を取り消すことができる。</p>														○			



市と大学との協定締結状況（令和4年度）

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先														備考			
							埼玉大 学	埼玉県 立大 学	浦和 大 学	鹿 嶋 大 学	芝 浦 工 業 大 学	聖 学 院 大 学	日 本 大 学	日 本 赤 十 字 看護 大 学	日 本 薬 科 大 学	人 間 総 合 科 学 大 学	放 送 大 学	目 白 大 学	国 際 学 院 埼 玉 短 期 大 学	其 他		大 学 名		
15	経済局	産業展開推進課	さいたま市と国立大 学法人埼玉大学との イノベーション創出 連携に関する覚書	1 イノベーションの創出 に向けた産学官の共同研究 2 イノベーションの創出 に向けた社会実装のための 産学官の協働 3 イノベーションの創出 の担い手となる人材の育 成、活用 4 その他イノベーション の創出に必要な事項	令和4年8月10日	締結日より3年間（以 降3年ずつ更新）	○																	
16	都市局	都市計画課	さいたま市（都市局 及び建設局）と国立 大学法人埼玉大学 （大学院理工学研究 科及び研究機構レジ リエント社会研究セ ンター）との人材育 成及び地域課題解決 等を目指した連携に 関する覚書  ※「さいたま市と国 立大学法人埼玉大学 との連携に関する包 括協定書（平成20 年3月10日締 結）」に基づく	防災・減災分野や建設工学 系の研究分野の発展及び市 のまちづくり行政の一層の 充実に向けた、人材育成及 び地域課題解決の取組を推 進するため、市及び大学 は、連携して以下に掲げる 事業等を実施する。 （1）市の技術的な課題に 対して大学がアドバイスを 行う事業 （2）市及び大学が協働 し、地域のまちづくりを進 める事業 （3）市の職員が大学の学 生等に対して講義を行う事 業 （4）大学の学生が社会経 験を得る機会を市が提供す る事業 （5）連携のための窓口を 市及び大学がそれぞれ設置 し、意見交換を行うこと （6）その他、市及び大学 が協議の上必要と認める事 業	平成28年8月30日 （平成31年3月29日更 新）	令和6年3月31日	○																	
17	岩槻区	コミュニ ティ課	岩槻区・目白大学地 域連携推進会議会則	岩槻区役所と目白大学さい たま岩槻キャンパスは、さ いたま市と目白大学との包 括連携に関する協定書（平 成28年10月28日締 結）に基づく連携事項を円 滑に推進するため、岩槻 区・目白大学地域連携推 進会議を設置。	平成30年5月1日	-																	○	
18	岩槻区	コミュニ ティ課	岩槻区・人間総合科 学大学地域連携推 進会議会則	岩槻区役所と人間総合科学 大学は、さいたま市と人間 総合科学大学との包括連携 に関する協定書（令和元年 7月25日締結）に基づく 連携事項を円滑に推進す るため、岩槻区・人間総合 科学大学地域連携推 進会議を設置。	令和1年11月1日	-																	○	

市と大学との協定締結状況（令和4年度）

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先														備考				
							埼玉大学	埼玉県立大学	浦和大学	鹿嶋義塾大学	芝浦工業大学	聖学院大学	日本大学	日本赤十字看護大学	日本薬科大学	人間総合科学大学	放送大学	目白大学	国際学院埼玉短期大学	その他		大学名			
19	水道局	水道総務課	災害時における施設の提供協力に関する協定	さいたま市において、大規模な災害の発生により水道施設が被害を受けた場合、他都市町村、防災関係機関からの宿泊場所、派遣車両の待機場所として施設を提供する。	平成20年1月15日	協定解消の申し出がない限り、同一内容にて継続する。	○																		
20	教育委員会事務局	指導1課	さいたま教育コラボレーション協定	教員養成、教員研修等	平成16年11月29日	-	○																		
21	教育委員会事務局	指導1課	さいたま教育コラボレーション協定	教員養成、教員研修等	平成22年5月21日	-														○				共栄大学	
22	教育委員会事務局	指導1課	さいたま教育コラボレーション協定	教員養成、教員研修等	平成22年5月21日	-					○														
23	教育委員会事務局	指導1課	さいたま教育コラボレーション協定	教員養成、教員研修等	平成25年6月4日	-															○				
24	教育委員会事務局	総合教育相談室	さいたま市教育委員会臨床心理実習に関する覚書	臨床心理実習に関すること	令和4年9月30日	令和5年3月31日															○			国際医療福祉大学	
25	教育委員会事務局	高校教育課	埼玉大学高大連携講座に関する協定書	市立4高等学校の生徒が、埼玉大学の授業を聴講する。修得単位は認定され、埼玉大学入学後卒業必須単位として活用できる。	平成20年12月16日	-	○																		
26	教育委員会事務局	高校教育課	東京学芸大学とさいたま市教育委員会との連携協定に関する協定	・東京学芸大学は、国際バカロレア（IB）教員養成特別プログラムを受講する大学院生をさいたま市立大宮国際中等教育学校へ研修派遣する。 ・東京学芸大学は、さいたま市立大宮国際中等教育学校の教職員のIB教育に関する研修等に協力をする。 ・さいたま市立大宮国際中等教育学校のIB教員として、研修生が採用される制度を相互の連携により検討する。	令和2年3月10日	-															○			東京学芸大学	
27	教育委員会事務局	高校教育課	筑波大学とさいたま市教育委員会との連携協力に関する協定	教員養成、教員研修、教育上の諸問題に対する研究、その他必要と認める事項について連携・協力する。	平成30年12月11日	-																○			筑波大学教育研究科
28	教育委員会事務局	高校教育課	学校法人都築学園日本薬科大学とさいたま市教育委員会との連携・協力に関する協定	理数教育の支援、さいたまSTEAMS教育、グローバル教育の推進、創造性豊かな人材の育成、健康、医療、スポーツ、SDGsを通じた地域連携を中心として、双方の活力ある教育活動を推進するために連携・協力する。	令和4年2月18日	-																			

市と大学との協定締結状況（令和4年度）

No	局区等	課等	協定等の名称	内容	締結日	終了日	締結先														備考						
							埼玉大 学	埼玉県 立大学	浦和大 学	鹿嶋義 塾大学	芝浦工 業大学	聖学院 大学	日本大 学	日本赤 十字看護 大学	日本薬 科大学	人間総 合科学 大学	放送大 学	目白大 学	国際学院 埼玉短期 大学	その他		大学名					
29	教育委員会 事務局	教育研究所	さいたま市教育委員会と国立大学法人東京学芸大学との先導的教育プログラム研究開発における連携協力に関する協定	(1) 教師教育の機能強化に関すること。 (2) 学校教育における諸課題の解決に関すること。 (3) チーム学校を踏まえた学校組織マネジメントの開発に関すること。 (4) 教師教育の高度化に関すること。 (5) その他、前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項。	令和5年1月16日	令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の申出のないときは、有効期間満了の日から、1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。																		○	東京学 芸大学		
30	教育委員会 事務局	生涯学習振 興課	浦和大学こども学部学校教育学科「浦和大学教育インターンシップに関する覚書」	子どもたちの諸活動に参加し、子どもたちとふれあいながら、その行動を観察することを通して、先生（指導者）や子どもたちとの円滑なコミュニケーションが図れる体験を行い、小学校教師をめざす意思形成を図る。	令和4年5月16日	締結日より当該年度末日																					
31	議会局	調査法制課	さいたま市議会と国立大学法人埼玉大学との連携に関する覚書	(1) 議会における政策形成及び議会改革に関する事項 (2) その他両者が協議し必要と認める事項	平成20年9月24日	「さいたま市と国立大学法人埼玉大学との連携に関する包括協定」に基づく協定期間の満了の日																		○			